

# アスベスト対策で建築基準法も改正

■10月までに施行される、改正建築基準法（アスベスト対策）について、まもなく建築関係者に対する講習会が始まります。国はこれまで、大気汚染、労働環境、廃棄物処理の観点から規制を行ってきましたが、ようやく建築物におけるアスベスト規制をスタートさせることとなります。改正による主な施策は次のとおりです。

- ①新築時は、もちろんアスベスト含有建材は一切使用禁止ですが、既存建物の増改築時にも、事前調査の結果アスベスト含有建材が見つければ、その部分の除去・封じ込め・囲い込みが義務づけられることとなります。
- ②建物に使用されているアスベスト含有建材に劣化が見られ、飛散のおそれがある場合は、行政が飛散防止措置を勧告したり、是正命令を出すことができます。
- ③アスベスト含有建材の使用状況や劣化状況を、行政が報告を求めたり、必要に応じて立ち入り検査を実施できます。
- ④多数の人々が利用する建築物（映画館・集会場・病院・福祉施設・学校・美術館・ホテル・旅館・共同住宅・店舗・料理店・飲食店など）の定期調査報告制度に、アスベストの状況について報告を義務づけ、その内容の閲覧が可能になります。

## 4月24日に、宅地建物取引業法も改正

- 宅地建物取引業者は、住宅やアパートなどの売買・賃貸契約のとき、購入者に対して重要事項説明が義務づけられています。その対象に、「アスベスト調査」と「耐震診断」の説明が加えられることになりました。
- 鉄骨造のアパートでは、階数と規模により鉄骨に耐火被覆が施されています。押入の天井をずらすと天井裏に被覆された鉄骨が見えます。その被覆材のアスベスト診断が増えています。
- 耐震診断については、新耐震基準前（昭和56年6月1日以前）に新築された建物が対象です。

### 編集後記

アスベスト問題をわかりやすくまとめてみました。これまでも一部の規制はあったのですが、行政の窓口が分散しており、全体像を把握するのがむずかしい状態でした。

このように整理してみますと、それぞれが何をすべきかが、ようやく見えてきたように思います。

犠牲になるのは、いつも弱い立場の人々です。子どもたちの、30年後の健康のために、今こそ、アスベスト飛散の撲滅が急がれています。

## 住まいの悩みを解決する総合病院

訪問診断・救急対応・年中無休・受付は8時～19時

**内科** 欠陥・手抜き・施工不良調査、トラブル相談、耐震診断、結露調査、老朽度診断、シックハウス診断など。

**石綿科** アスベストの調査と診断、含有建材の飛散を防ぐ応急処置、除去工事の業者選定と工事監督業務。

**外科** 正しい処方せん（設計図）のもと、信頼できる工事業者（外科医）を選定し、適切な工事を行うための監督業務。

**予防科** 施工会社の選定助言、打合せの立会い、設計図のチェック、見積書のチェック、工事契約の立会いなど。

**検査科** 基礎の鉄筋・コンクリート検査、上棟時検査、下地検査、雨もり防止部検査、完成検査、最終額の査定など。

**情報科** お客様による施工会社の満足度情報、施工会社の評価情報、家づくり勉強会、情報誌の提供など。



山形県知事認可法人…利害関係のない第三者機関による公正な診断

**企業組合 ハウスドクターやまがた**

山形市上町3-8-80-105 **フリーダイヤル** 0120-91-6527 **ホームページ** <http://house-doctor.jp>